

令和3年度事業計画

社会福祉法人あしたば福社会

I. 法人の理念・基本方針

1. 法人の理念

障がいのある人の人権が尊重され、安心して生活できるよう支えます。

2. 法人の基本方針

- ・障がいのある人が地域で当たり前の生活を送ることができるよう「働くこと」と「暮らすこと」を支援するサービスの提供を図ります。
- ・利用者主体のサービスの充実を図るよう努めます。
- ・利用者が充実した人生を送るために、支援する職員の資質の向上を図ります。

II. 法人の事業計画

令和2年度は新型コロナウイルスが流行し、社会全体が不安や緊張を感じながら生活を送らざるを得ないような状況にあったと思います。法人でも感染のリスクを絶えず考え、感染拡大を徹底的に予防するために行事等制約しながら、事業を進めてきました。医療従事者から優先的にコロナワクチンの接種が始まっているとはいえ、新型コロナウイルスの収束の見込みは薄く、今年度も感染拡大防止も含め、感染のリスク等状況に応じて適切に判断できるよう備えと対応を考える必要があります。

人材確保については、令和2年度にグループホームの職員配置基準が確保できず、事業を展開して初めて2か月間減算という状況に陥ってしまいましたが、なんとか6対1体制で事業を進められるようになってきました。従前とは異なり、「働き方改革」を境に短時間に従事される副業を求められる方が多く、ウイズコロナ時代の働き方としても注目され、定着しつつあることから、今後は高齢の方も含め、多様な働き方の活用を視野に入れた人材確保を考える必要があります。まずは職員の量を優先しながらも、絶えず質の確保を意識しつつ人材育成に取り組むたいと考えます。

社会福祉法人の責務とされている「地域における公益的な取り組み」として行っている、ショートステイの低額利用や緊急時用のショート利用の他にも法人として取り組めることがないか模索していけるよう努めます。また地域自立支援協議会を通して関係機関や事業所間等の連携も密にしながらも、災害等を見据え、地域と協力し合える体制づくりを構築できるよう努力します。

III 法人の重点目標

1. 安定した経営

令和3年度に障害福祉サービスの報酬改正がありますが、運営的には今までと変わらず厳しいと予想されます。就労継続支援B型事業に関しては報酬体系の類型化がなされ、新型が創設されますが、あしたば作業所は従前の形で進むことになりそうです。

現在鳥羽市には5か所の就労継続支援B型事業所があり、ある意味飽和状態にあると言えます。しかし安定した運営を考える上では利用者増が求められます。それぞれの事業所に特色があり、その中で利用者から選択されるには大きな努力が必要です。アピールポイントを明確にし、目前の利益のみにとらわれず良質のサービスを提供できるよう取り組みます。

2. 人権擁護・虐待防止について

利用者を支援するに当たって最も重要なことは人権を尊重することです。権利擁護研修に熱心な事業所でも虐待が起こっていることを考え、外部の権利擁護研修や伝達研修に参加するのみでなく、事例検討会等を開催し、職員が意見を述べる機会を持つようにします。また平常の言動が適切に行われているかお互いに確認します。

3. 人材確保・人材育成

グループホームは今後も継続して有料求人サイト等を活用し、職員確保に努めます。また知識やスキル等の質の向上を図るため、外部研修を進めます。令和2年度は外部研修がコロナウイルスの感染予防のため、開催できなかったことも考え、今後はオンライン研修ができるよう進める必要もありそうです。

4. 地域における関係機関及び団体との連携

(1) 鳥羽市地域自立支援協議会での連携

くらし・相談支援部会、しごと部会、障がい者福祉事業所部会、運営部会等で関係機関、事業所間の情報交換と連携を図ります。

(2) 関係団体等の連携

障害者互助会やボランティア連絡協議会等と行事等を通して、交流に努めます。

5. 地域公益活動への取り組み

みえ福祉の「わ」創造事業への参画

6. 感染症対策や事業継続への取り組み

感染症の発生や蔓延を防止する取り組みを徹底し、事業計画の策定や研修及び訓練を実施します。

7. 安心して働ける職場づくりへの取り組み
利用者の支援をするうえで職員のメンタルヘルスは重要であると考え、職員の健康増進の取り組みを行います。

IV. 法人運営関係

1. 理事会の開催
年3回開催します。
2. 評議員会の開催
年2回程度開催します。
3. 監事監査の実施
監事による監査を年1回開催します。

V. 事業所別事業計画

1. あしたば作業所（就労継続支援B型事業所 定員30名）
 - (1) 利用者の健康と安全を確保するため、感染症の拡大を防ぐよう取り組みます。
 - (2) 地域自立支援協議会しごと部会を通して、市内の事業所と連携し、情報交換を行います。
 - (3) 個別支援計画に基づき、職員全体が同じ視点で利用者支援がなされるよう努めます。
 - (4) 新規の作業の創出に努めます。
 - (5) 作業所の活動に利用者の意思が反映できるよう努めます。
2. 共同生活援助事業所あしたば（利用定員10名）
 - (1) 感染症の拡大を予防するため、様々な場面を想定し、感染症対策を徹底します。
 - (2) 居宅介護支援事業所や介護事業所などと情報共有しながら、介護サービス利用者を支援します。
 - (3) 余暇支援の充実が図れるよう努めます。
 - (4) 地域活動や地域行事へ積極的に参加できるよう支援します。
3. 短期入所事業 安久志ホーム(定員1名)
 - (1) 地域における公益的な取組として低額でショートステイが利用できる

よう進めます。新型コロナウイルスへの感染予防のため、利用を控えておられる方や介護保険サービス利用へ変更された方もおられ、更に新規のショートステイの受け入れも困難であるため、1月よりショートステイを休止していますが、コロナウイルスの感染が落ち着き次第、再開します。